

内閣官房(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
22	B 地方に対する規制緩和	その他	正確な根拠に基づいた家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行うための、EBPMに対する課税情報目的外利用要件の緩和	本市では、EBPM(証拠に基づく政策立案)を推進しようとしており、家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行いたい。所得情報や、その手段として、住民税の課税データを活用することは、現状、地方税法第22条、地方公務員法第34条により情報の目的外利用が禁止され、これが取組の支障となっている。 他方で、空家等対策の推進に関する特別措置法のように、これを緩和する個別法もあることから、これを参考に、「EBPMのための調査研究」にかかる課税情報の目的外利用を可能とさせていただきたい。	【支障事例】 子どもの貧困問題をはじめ、学力や健康と所得との関係性は以前から指摘されており、今般、分析・研究を行うとともに、その結果を、エビデンスに基づく政策展開に反映し、その効果を市民に浸透させるべく、全力で取り組んでいる。しかしながら、こうした分析に際しては、個人の所得を悉皆で把握する必要があるが、その手段として、住民税の課税データを活用することは、現状、地方税法第22条との関係において、不適切であると考えられる。このことが、市民に質の高い政策を提供する際の大きな支障となっている。 【制度改正の必要性】 代替手段として、アンケートを用いて所得の情報を把握することが考えられるが、過去の経験から、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって有効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。	【効果】 本市では、EBPMを推進しており、市や教育委員会が所有するデータの分析・研究を進めている。こうした研究に基づく政策を通じて、市民の健康や子どもの学力等を向上させることにより、限られた財源、人員等のリソースで効率的・効果的な政策を打ち出し、対処ではなく、予防型の政策を取ることができれば、それは社会保障費の減につながり、市民にとっても利益が還元されていくものと考えている。なお、こうした考え方は、国のEBPM推進の動きと整合性のとれたものになっていると認識している。 【懸念・解消策】 懸念として、個人情報の保護・管理体制の構築が挙げられるが、たとえば第三者機関を置いてチェック体制を充実させるなど、客観性のある監視体制を整備することも必要であると考えている。	地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪) 地方公務員法34条(秘密を守る義務)	内閣官房、総務省、文部科学省	尼崎市	平成30年第5回経済財政諮問会議資料3-1 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2018/0424/shiryo_03-1.pdf	足立区、川崎市、兵庫県、熊本市、宮崎市	○住民税の課税データをはじめとする行政組織内で既に保有している情報を組み合わせさせて活用することは、「子どもの貧困」の実情を正確に把握し、実情に応じた適切な施策を検討する上で不可欠であると考ええる。 ○市民の生活実態等を把握したうえで、必要な政策を実施していくことは、自治体にとって重要な課題である。 ○限られた経営資源の中で、効率的・効果的な行政運営を推進していくためにも、市民生活の把握に資するデータを有効活用し、市民に質の高い政策を提供できるよう規制緩和を希望する。 ○アンケートを用いた所得情報の把握には、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。また、より深く、正確性の高い分析には課税データの活用が必須である。
193	B 地方に対する規制緩和	その他	電子申請における本人確認手段の統一	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(以下「オンライン化法施行規則」という。)の本人確認手段である電子署名に関する文言を統一する。 具体的には、「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言を追加する。	【支障事例】 本人確認手段が電子署名のみの場合、電子申請を行うにあたってはマイナンバーカード及びカードリーダーを持っていることが必須条件となる。この条件は、電子申請サービスの利用を推進するにあたっての阻害要因となっている。 【懸念事項】 マイナンバーカードを用いた電子署名の推進が図られない。 【懸念事項の解消策】 マイナンバーカードが普及するまでの経過措置として位置付け、マイナンバーカードの普及促進を引き続き積極的に行っていく。	各府省庁の所管する法令に係るオンライン化法施行規則において、本人確認手段である電子署名に関する文言が統一されていない。 具体的には、内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係るオンライン化法施行規則第3条第3項に「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言があるが、厚生労働省や経済産業省の施行規則にはこの文言がない。 行政機関等の指定する方法による本人確認を認める旨の文言を追加することで、マイナンバーカードを持っていない者でも電子申請を行うことができるようになる。	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	内閣官房、内閣府、総務省	八王子市		山形市、福島県、石岡市、芦屋町	○マイナンバーカードを持っていないでも電子申請を行うことができるようにした場合については、カードの普及促進が図られない恐れがあるため、慎重に判断したい。 ○本人確認手段が電子署名の場合、マイナンバーカード及びカードリーダーを持っていない住民は電子署名での電子申請サービスを利用することができない。しかし、市が指定する方法での本人確認が認められれば、マイナンバーカードを持っていない住民でも申請が可能になり、電子申請サービス利用拡大を図ることができる。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
127	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の施設整備に関する所管や制度の一元化	保育所等の施設整備に関する厚生労働省と文部科学省の補助制度を内閣府に一元化し、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一すること。	保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を經由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を經由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。	厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があることで繁雑であった事務が、内閣府に所管を一元化したうえで、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一されることにより、事務負担の軽減と効率的な施設整備が可能となる。	認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県	旭川市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、習志野市、柏市、神奈川県、横浜市、川崎市、福井県、須賀川市、山形県、豊田山、田原市、津市、大飯町、大坂市、八尾市、和泉市、東大阪市、兵庫宮市、神戸市、西宮市、岡山市、山口県、徳島県、徳島市、高松市、愛媛県、高知県、北九州市、松浦市、熊本市、宮崎市、沖縄県	<p>○本市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の両者補助が異なるため、施設整備の進捗が遅延する恐れがある。認定こども園補助の補助が受けられず、事業者(法人)が負担する例や内市組自体が補助基準額に満たない為、補助事業者(市町村)が差額を負担せざるを得ないケースがあり、補助制度の運用が困難となっている。</p> <p>○文部科学省と厚生労働省にそれぞれ申請手続きを行っており、手続き事務が煩雑になっている。</p> <p>○保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を經由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を經由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。</p> <p>○担当する事によって、交付率が高くなって補助内容が出たこともあり、財源の不安定さが整備スケジュール等にも影響し、設置者である法人にも不安を抱かせている。</p> <p>○概ね全ての市町村において、子ども子育て支援制度の担当部署は一元化している状況であることに対し、国が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つに分れていることで、担当部署が重複している。従って、認定こども園補助の申請書類の統一が図られていない。認定こども園補助の申請書類が異なる場合があり、重複申請も発生している。また、単一施設であるにもかかわらず異なる補助金の交付を受ける必要があるなど、非効率な状況が生じている。</p> <p>○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省で採択結果が異なる場合は、事業者は資金計画等を再検討する必要が生じ、整備を取りやめざるを得ない場合もある。</p> <p>また、交付金を一元化し、直接補助とすることで、申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減される。</p> <p>○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本府として、文科省からの補助金が交付金とならず、事務も発生しない。施設整備を行うに当たり、補助事業者は内閣府に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考えている。</p> <p>○保育施設と一体的に子育て育育室を整備する際、厚生労働省の保育所等整備交付金と内閣府の子ども子育て支援整備交付金を活用して整備した。当該交付金は、補助内容が煩雑しているものの、対象外経費に差異があり、対象経費の一元管理が困難である。</p> <p>○定額補助と同様に、補助申請先が一元化していることにより、事業者の授分や申請手続きなど、各々の考え方に異なる部分があり、事務が煩雑で負担が生じている。</p> <p>そのため、一元的な対応が必要だと考える。</p> <p>○事業者からすれば「認定こども園」という施設をやるだけにもかかわらず、児童数や園種に応じて細かい授分が生じ、その考え方や制度が異なる市町村に比べて内閣府において煩雑な事務が生じている。その基礎的資料として事業者から徴する資料も膨大なものとなり、過度な負担をかけることとなっている。</p> <p>○左記のとおり、幼稚園機能部分と保育所機能部分で財源が異なっており、制度が複雑である。</p> <p>○幼稚園機能部分と保育所機能部分の交付金については、両省が文部科学省と厚生労働省に分かれていることで、単一施設であるにもかかわらず、両省に対して申請手続きが必要であり、また整備面積等に依じた補助額の算定が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務負担は大変煩雑なものとなっている。</p> <p>○保育所等整備交付金は、国から市町村への直接補助、認定こども園整備交付金は、県を經由して市町村に交付する間接補助となっているが、年度途中で新たな整備箇所が発生する、又は工事費が増え補助額の増額が必要となった場合、保育所等整備交付金では国の予算枠で執行対応できないにもかかわらず、認定こども園整備交付金では県の補正・活用などの予算措置が必要となり、すぐには対応できないという事象が想定される。</p> <p>○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の申請手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になることはもとより、交付金負担の統一が図られていないこと、施設整備を行う法人に不利な点も生じていることから、認定こども園整備については、内閣府において一元化した交付金を創設していただく。また、募集時期等の制約により複数回の対応が困難であること、毎年制定される要綱に基づき実施する事業であることから、柔軟に対応できる交付金としていただくこと、恒久的な事業として恒常的・年次計画でも継続していただく。</p> <p>○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を生じている。</p> <p>○都道府県による予算措置についても、同一面整備にもかかわらず、措置すべきものも、そうでないものに分かれてしまい、不明瞭となっている。</p> <p>また、直接補助に統一することにより、市町村において急務となった整備についても、都道府県の予算措置を待たずに即応することができる。</p> <p>さらに、従来の個別申請手続きも、幼稚園が直接補助として市町村から申請でき、簡便化、明確化されると考える。</p> <p>○認定こども園整備交付金については、防犯対策事業のメニューが追加された際に、県予算への計上が必要であったことから、面への差異がなくなった。</p> <p>○近頃、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が繁雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園施設整備において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一の対応が図られていない。財政的にも不安定・不透明が生じている。</p> <p>○園において、書類の統一や対象事業の授分の明示等が図られたことであるが、依然として、各省担当の算定や関係課との整合性の確保等に時間を要している。</p> <p>一元化により、事務負担の軽減や作業ミスによる不適切な交付等を防ぐことができる。</p>	

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
128	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育士等の処遇改善 等加算の認定事務等 の簡素化	保育士等の処遇改善等加算に 関する認定事務等を簡素化するこ と。	保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育 士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件と なっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村におい て処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。	処遇改善等加算の認定事務等が簡素化されることにより、県、市町村にお いて当該事務の円滑な執行が可能になる	・子ども・子育て支援 交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	福島県、茨 城県、群馬 県、新潟県		盛岡市、仙台 市、福島市、い わき市、須賀川 市、石岡市、ひ ちなか市、川口 市、練馬区、川 崎市、石川県、 須坂市、山梨 市、豊田市、大 阪府、大阪市、 兵庫県、神戸 市、伊丹市、玉 野市、山口県、 山陽小野田市、 徳島県、北九州 市、松浦市、宮 崎市	<p>○本市においても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮して おり、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要 望する。</p> <p>○本市においても、保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施 設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件と なっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、処遇改善等加算の認定事 務等が膨大な事務量となっている。</p> <p>○本市においても、提案内容と同様の事例があり、対応に苦慮している。</p> <p>○施設ごとの勤続年数など確認事項が多く、それが膨大な事務量となっている。</p> <p>○処遇改善等加算の事務については、本来、年度初めに認定かつ実績を確認するべき ではあるが、複雑な制度かつ事務量の多さから確認・認定事務に年度中旬から後半に 跨いでいる状況であることから、施設側の次年度に向けた処遇改善計画に遅れが生じて いる。</p> <p>来年度の無償化等に伴う事務が増える為、処遇改善等加算の認定事務の簡素化 に向けた早急な対応をお願いしたい。</p> <p>○本市においても同様に膨大な事務量となっている。</p> <p>○本市でも制度が複雑なことによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、在職証明書の添付を必須とする が、経験年数が長いほど他施設での取得の必要が多くなる。しかしながら、その退職の 理由によっては、過去の施設や保育士と事業者との関係性に影響する事例がある。さら に、他自治体の園へ転職した際は新たな自治体で同様の審査をする必要があり、在職 証明書発行の事務的負担も大きい。よって、このような事務負担を簡素化できるような全 面的な保育士登録情報システムの構築を懇願する。</p> <p>○加算認定事務もさることながら、実績報告の審査事務も膨大となっている。その背景と して、制度自体が複雑であるため、再三説明しているにも関わらず多くの事業者が制度 の基本的な考え方を理解できないことにある。事業者にとってもわかりやすい制度にする とともに、事業者が資金改善の見込みや実績を簡単に算出できるフォーマットを示して いただきたい。</p> <p>○市において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。最優先課 題。</p> <p>○本県においても、提案団体と同様の支障が生じているため、現行制度を見直ししてほしい。</p> <p>○処遇改善加算の認定や実績報告については、制度が複雑な上、毎年のように制度改 正があるため、本市においても事業者及び職員に多大な負担がかかっているため、簡素 化を求めます。</p> <p>○本市においては、年々施設が増加しており、それに伴い処遇改善等加算の事務量も 増加し、認定にも時間を要している。</p> <p>そのため、処遇改善等加算の認定事務等が簡素化されれば、円滑な事務の実施につ ながると考える。</p> <p>○本市においては、処遇改善等加算認定事務とキャリアアップ研修の受講記録の管理を 異なる部署が担当しており、今後研修受講の必須化に伴い連携して認定事務を執行す る必要があることから、簡素化について賛成します。</p> <p>○本市においても、処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっており、簡素化 することで、当該事務の円滑な執行が可能となる。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一 人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリア アップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認 定事務等が膨大な事務量となっている。</p> <p>○処遇改善等加算の認定事務に係る審査において、勤続年数の算定などの複数回の 確認が必要な事務が大量に発生し、当該審査に係る事務が膨大な量となっている。その ため、施設に対する認定までが長期化・複雑化している。</p> <p>○事業者にとっても、職員一人ひとりに対して基準年度の賃金水準と比較して資金改善 を行う等、手続きが非常に複雑で事務負担も大きいことから、適切な処遇改善を進めるう えでも、事務手続きの簡素化は必要不可欠である。</p> <p>○各施設へ提出をを求める認定申請書と実績報告書で様式が全く異なる等の理由により、 各施設への指導等に係る事務が膨大となっている。</p> <p>○処遇改善加算Ⅰおよび処遇改善加算Ⅱに加え、都独自の補助制度の「キャリアアップ補 助金」がある。これまで、保育士等の資金改善、経験や技能に応じた職員・給与体系の 整備について成果を上げている。</p> <p>しかし、対象要件や実績報告など、制度全体が非常に難解である。加算認定は都が行う ことから、認定の審査は、市町村→都の2段階で膨大な作業の事務量が生じている。 特に、複数の施設を開設し、多数の職員を雇用している事業者等からは、制度の趣旨に 理解は得られているが、「事務負担が大きすぎる」「作業に時間が割かれ、保育に影響し てしまう」等の意見や要望もきている。</p> <p>また、事務負担に見合わないため、申請を見送る事業者も出ている。 事業趣旨を踏まえつつ、わかりやすく活用しやすくすることで、一層の処遇改善につな がる。</p> <p>また、制度の簡素化により、都道府県はキャリアアップ研修の積極的な実施をはじめ、こ れまでのような費用面の支援だけでなく、キャリアアップ制度の整備に取り組む事業者 の好事例の横展開など、広域的な視点による処遇改善の支援に取り組むことができると 考えられる。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一 人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリア アップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認 定事務等が膨大な事務量となっている。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務は、制度が複雑であり、それぞれの施設の 保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや、県、市町 村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。(施設におい ても事務量が増加している。)</p> <p>○認定に係る資料の審査・修正等に膨大な時間を要している。 また、施設においても、申請書類の整備等に膨大な負担がかかるため、申請しない例 も生じている。</p>

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
176	B 地方に対する 規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加	家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費は、応援職員も含めて災害救助費の対象外とされているが、災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与等を行うための経費として、家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。	【現状】 災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、避難所・応急仮設住宅の供与、食品の供給、埋葬等と定められており、これらの「救助」に要した費用は、災害救助費として全額支弁される。 【支障事例】 発災後、迅速に行わなければならない応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査に基づく罹災証明書が必要不可欠であるが、「家屋被害認定調査」及び「罹災証明書の発行」業務に要する費用は、応援職員も含めて災害救助費の対象外となっている。 今後想定されている南海トラフ地震や首都直下型地震等大規模災害では、被災自治体職員だけで迅速な対応が困難であることは明らかであり、国から被災自治体への応援職員の派遣要請があったとしても、負担が大きいため、被災地応援に二の足を踏むこととなり、多数の被災者が避難所での長期生活を強いられることが想定される。これらの応援職員に係る経費は特別交付税で措置されるものの、最大でも措置率0.8となっている。熊本地震の際にも、国等から応援職員の派遣要請がなされ、兵庫県及び県内市町村から家屋被害認定調査、罹災証明発行等業務に延べ1,610人・日の職員を派遣しており、応援自治体にとって負担は大きい。	家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務が「救助」に必要な業務とされ、救助費の対象となることで、多数の応援職員の派遣が可能となり、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理の迅速化につながり、避難所での長期生活者が減少し、震災関連死の増加防止にもつながる。	・災害救助法第4条 ・災害救助法施行令第3条	内閣府	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		ひたちなか市、八王子市、山梨市、浜松市、豊田市、田原市、堺市、千早赤阪村、奈良県、大村市、熊本県、熊本市、大分県、宮崎市、九州地方知事会	○本市は、平成29年度に被災者生活再建支援システムを導入し、同時期に、被害認定調査計画及び罹災証明書発行計画を策定した。計画上、平常時においては、罹災証明書の発行端末5台を常備するが、災害時には、54台の端末を必要と想定しており、家屋の被害認定調査や発行体制の構築のための負担が大きい。 ○熊本地震被災地支援で、本市は家屋被害認定調査業務にのべ60人を派遣し、520日の活動を実施、罹災証明書発行業務にのべ12人を派遣し、69日の活動を実施した。結果、現地経費など約1,900万円を支出した。支援自治体の人的負担及び経済的負担は非常に大きい。 大規模災害において、罹災証明書の発行業務は被災自治体にとり非常に大きな負担となり、自組織だけでは迅速な業務遂行が難しい。 本業務を災害救助費の対象にし、支援自治体が被災自治体に応援に入りやすい体制をつくることで、被災地の早期の復興につながることを考える。 ○家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費については、熊本地震においても、最終的には交付税等による財政措置をして頂いたところ。しかし、提案で求められているように、災害救助費等で恒久的な財政支援を制度化して頂けると、実際の対応においても被災自治体が躊躇することなく、迅速に家屋被害認定調査等を進めていくことが可能になると思われる。 ○災害救助法で定められた事項に該当する項目のみが求償の対象となっているが、対象外の項目についても国等からの応援要請があれば、自前にて対応しており、一部については交付税措置がされている。 ただし、熊本地震に対する熊本市からの家屋被害調査及び罹災証明発行業務について派遣要請を受け職員派遣を行ったが、熊本市での経費負担が困難だったことにより、財政的負担が大きかった。 ○熊本地震においては、災害救助と不可分の関係にある住家被害認定業務や罹災証明書の交付等の業務が災害救助法の対象とならず、応援自治体や被災自治体の負担が大きいものとなった。 被災自治体の負担軽減を図るため、災害救助法の対象経費としていただきたい。
193	B 地方に対する 規制緩和	その他	電子申請における本人確認手段の統一	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(以下「オンライン化法施行規則」という。)の本人確認手段である電子署名に関する文言を統一する。 具体的には、「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言を追記する。	【支障事例】 本人確認手段が電子署名のみの場合、電子申請を行うにあたってはマイナンバーカード及びカードリーダーを持っていることが必須条件となる。この条件は、電子申請サービスの利用を推進するにあたっての阻害要因となっている。 【懸念事項】 マイナンバーカードを用いた電子署名の推進が図られない。 【懸念事項の解消策】 マイナンバーカードが普及するまでの経過措置として位置付け、マイナンバーカードの普及促進を引き続き積極的に行っていく。	各府省庁の所管する法令に係るオンライン化法施行規則において、本人確認手段である電子署名に関する文言が統一されていない。 具体的には、内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係るオンライン化法施行規則第3条第3項に「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言があるが、厚生労働省や経済産業省の施行規則にはこの文言がない。 行政機関等の指定する方法による本人確認を認める旨の文言を追加することで、マイナンバーカードを持っていない者でも電子申請を行うことができるようになる。	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	内閣官房、内閣府、総務省	八王子市		山形市、福島県、石岡市、芦屋町	○マイナンバーカードを持っていないでも電子申請を行うことができるようにした場合については、カードの普及促進が図られない恐れがあるため、慎重に判断したい。 ○本人確認手段が電子署名の場合、マイナンバーカード及びカードリーダーを持っていない住民は電子署名での電子申請サービスを利用することができない。しかし、市が指定する方法での本人確認が認められれば、マイナンバーカードを持っていない住民でも申請が可能になり、電子申請サービス利用拡大を図ることができる。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
229	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	<p>幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。</p> <p>一方、その施設整備に係る補助制度は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と分かれている。</p> <p>一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管及び予算を一本化すること。</p>	<p>施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。</p> <p>また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあることや、幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。</p>	<p>認定こども園の整備を進めていく市町にとって、予算の所管省庁が一元化されれば大いに事務の軽減を図ることができ、財源的にも安定した補助金を見込むことができる。</p> <p>保育所と幼稚園双方の機能を有した認定こども園は、子育て家庭の多様なニーズに対応することができる施設であり、その施設整備が計画・工事ともスムーズに進められることは、地域における子育て支援を推進することができる、待機児童の解消に寄与することもできる。</p>	児童福祉法第56条の4の3、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	三重県、宮城県、広島県、日本創生未来世代応援知事同盟	旭川市、いわき市、須賀川市、皆志野市、柏市、川崎市、海老名市、新潟県、福井県、福井市、山梨県、須賀川市、山梨市、豊田市、田原市、重津市、大坂市、大阪市、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、徳島県、徳島市、高松市、愛媛県、高知県、北九州市、松浦市、熊本県、熊本市、宮崎市、九州地方知事会	<p>○本市においても幼保連携型認定こども園の整備に当たり、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大を理由に一方の申請を行うのみで工事開始等の準備が完了する等の措置は本来必要とされている。</p> <p>○本市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内外事務が異なるため、施設整備のスケジュールが複雑化する恐れがあり、事業者は法人が負担する費用や内閣府・文部科学省・厚生労働省に申請書類を提出する手間が増え、事務負担の増大が懸念されている。</p> <p>○認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれの低価格設定の手続きなどに相違があり、自治体での事務作業は非常に煩雑となっている。また、文部科学省と厚生労働省にそれぞれ事前協議、申請、実績報告を提出しなければならず、事務作業の負担が増えている。認定こども園整備に係る交付金を一元化できれば事務作業の負担が半分に減る改善が必要であると考える。</p> <p>○施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。</p> <p>また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあることや、幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。</p> <p>○1つの認定こども園の改修・改良に対し、施設整備費の所管省庁が分かれていることで、工事費の按分などの事務作業が複雑・膨大であり、また、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあるなど、施設整備の推進に支障がある。</p> <p>○認定こども園の所管庁において、子ども子育て支援制度の推進の一環として一元化している状況であることに対し、国が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つに分けていることで、複雑な事務負担が強いとされている。</p> <p>○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と異なるため、二重の交付金申請を行う必要があり、事務が非常に煩雑となっている。</p> <p>○本市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の算出要件の内容が若干異なること、直接補助と間接補助の違いの制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○本市においても、提案内容に事業者が賛成し、対応できている。</p> <p>認定こども園は一つの施設であるのに、厚生労働省、文部科学省の補助金を使い分けなければならない、経費の按分には相当の時間を要し、申請先が2つに別れることも改善が必要である。</p> <p>○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事務費を重複して申請しているが、竣工時の建築確認検査等において当時の建築基準が変更になる場合があり、按分按分にも影響が出るケースがある。事業者及び補助金にも影響があるため、経費の重複が必要となり、経費が膨らむことにより、施設整備が滞りやすくなる。</p> <p>○事務の簡素化では根本的な解決につながらないため、補助金の一元化を行う必要がある。これにより、施設整備の推進も一本化され、事務等や変更交付申請等の事務も単純し、自治体にとって困らなくなる。また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。</p> <p>○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。</p> <p>○施設整備費の所管が分かれていることで、申請書類を双方作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。</p> <p>また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあることや、幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。</p> <p>○平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業者が負担する事態が生じ、円滑・安定的に推進する上で大きな支障となった。</p> <p>また、厚生労働省と文部科学省双方に申請手続きが必要で、按分計算などの事務負担が非常に大きいために加え、幼稚園部分では対象とならない経費があることや、按分計算をする際に一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。</p> <p>○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である</p> <p>○本市においても、施設整備費が分かれていることで、申請書類を双方作成しなければならない。また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。</p> <p>また、平成29年度の文部科学省部分の交付金が滞り交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の整備に支障が生じている。</p> <p>○申請業務(市町村)上の支障</p> <p>幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、申請書類が異なる申請先へ送付される必要が生じている。具体的には、申請書や申請書に添付する書類が異なる申請先ごとに異なる申請書を作成し、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。</p> <p>同一の申請に基づき、同一の施設であり、本案は不要である手続きが生じている。</p> <p>【審査等業務(都道府県)上の支障】</p> <p>単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づき協議・調整を行う必要があり、事務の負担が増えている。</p> <p>特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金額申請額等に影響を及ぼすことあり、審査・申請業務における課題となっている。</p> <p>【以上のような理由から】</p> <p>補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率な状況にある。また、安心こども基金の残高も減少している中、今後の一元化の施設整備に対する懸念も高まっており、簡便な事務手続きの簡素化は支援は期待できず、改めて根本的な改善が必要と考える。</p> <p>【参考】</p> <p>■保育所等整備交付金(厚生労働省所管)：国から市町村への直接補助</p> <p>■幼稚園相当部分</p> <p>「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」：国から都道府県経由で市町村への間接補助</p> <p>○認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚生労働省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業者負担が増える傾向となっている。</p> <p>○本市においても保育所機能部分と幼稚園部分で分かれており、1つの園の施設整備に対して二重の申請(手続き)となり申請の煩雑であるため、財源を要した手続きの一元化を図るべきと考える。</p> <p>○厚生労働省と文科省の両方に申請が必要で、また整備費等に同じ補助金の案分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務負担は大きなものとなっている。</p> <p>○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚生労働省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が滞り交付とならない等も懸念があることから、施設整備を行うにあたり、補助事業者に円滑に交付金を交付するよう、一元化を行い、交付金に対する負担を軽減する必要があると考える。</p> <p>○事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童数や園種に応じて異なる申請が必要となる。その考え方は申請方法において市町村に付かない等の都道府県においても煩雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から集める資料も膨大なものとなり、過度な負担をかけることとなっている。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていることで、単一施設の整備であるにもかかわらず、申請が非常に煩雑である。また整備費等に同じ補助金の案分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務負担は大きなものとなっている。</p> <p>○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になることは避けず、交付金申請書の統一化が必要である。また、施設整備を行う際に不利益な場合もあることから、認定こども園整備については、内閣府において一元化した交付金を創設していただく。また、募集時期等の制約により複数年度にわたって施設整備に必要となる。毎年制定される要綱に基づき実施する事業であることから、柔軟に対応できる交付金にしたい。また、償還期間についても、償還期間を短縮していただく。</p> <p>○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内訳の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を来している。</p> <p>○本市においても、当該事業に際し、交付金の決定時期等に遅いがあるため支障が生じており、制度改正が必要だと考えている。</p> <p>○同一施設を整備するための補助金が区分けされているために、対象経費をそれぞれで算出する必要が生じる。従って、同じもの算出方法が明確にならなければならない。手続きの負担は存在する。例えば、特殊作業工事費について、認定こども園施設整備交付金は大臣指定対象となるのに対し、保育所等整備交付金では対象とならない。</p> <p>また、それぞれ異なる取扱いがなされるため、財政分についてはそれぞれ異なる取扱いが必要とされている。</p> <p>都道府県による予算措置についても、同一園整備にもかかわらず、措置すべきものと、そうでないものとに分かれてしまい、不明瞭となっている。</p> <p>また、直接補助に統一することにより、市町村において急遽必要となった整備についても、都道府県の予算措置を待たずに対応することができる。</p> <p>さらに、将来の財産処分手続きも、幼稚園が直接補助として市町村から申請でき、簡便化・明確化されると考える。</p> <p>○市町村においても、経費の定員が増えないことから保育所の増築部分が認定こども園整備交付金の対象とならず、整備内容に影響を及ぼした事例があった。</p> <p>○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張の通り、依然として事務が煩雑であることに加え、平成29年度の本市における認定こども園整備事業において、認定こども園施設整備交付金の一方的な予算減額(約9%)に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一した対応がなされておらず、財政的にも不安定・不透明が生じている。</p>	
262	B 地方に対する 規制緩和	消防・防災・安全	災害救助の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	<p>災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うこと。</p>	<p>災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)。これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととされているが、気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。</p> <p>また、災害時には被災者のニーズに可及的速やかに対応すべきであり、都度内閣総理大臣への協議を必要とする現行制度は、現場の実情を踏まえたものとは言えない。実際、協議に時間を要しているとの意見や、過去の災害で認められた事例であっても特別協議を要するなど、被災地域に裁量の余地がなく、被災地の実情に応じた対応が困難であったとの意見もある。</p> <p>したがって、災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うことを求める。</p>	被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、的確で十分な被災者支援が実現する。	災害救助法施行令第3条	内閣府	関西広域連合	熊本県、大分県	<p>○熊本県においても、一般基準を超える救助を行う場合は、災害救助法施行令第3条第2項に基づき特別基準の協議を行う必要があった。</p> <p>○県の裁量の余地がなく、仮設住宅の仕様に関することやその他避難所の修繕費等、随時特別基準の協議が必要であったことから、被災地の実情に応じた迅速な対応が困難な状況であった。</p> <p>今後の災害を見据え、県の裁量により災害に応じて適的確に対応できるよう、災害救助法の見直しを行っていただきたい。</p> <p>○現行規定では、最短で7日ごとに国に協議を行う必要があり、救助の妨げとなっている。</p> <p>基準額についても、避難所の設置や炊き出し等、単面の把握が短期的には困難な経費も多く、運用上支障がある。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
295	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	認定こども園に係る 施設整備財源の一元化	認定こども園の施設整備にあつては、幼稚園部分は文部科学省、保育所部分は厚生労働省からの交付金となっていることから、その財源を統合し、内閣府において交付決定することを求めるもの。	【支障事例】 単体の認定こども園の施設整備に関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。 このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。 また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。	【制度改正の経緯】 平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度では、法定代理受領の仕組みを用いて、幼稚園、認定こども園(保育所は委託)という園の種類に関わらず、同一の給付制度を適用する「施設型給付」が始まり、この制度を円滑に実施するため、全国の市町村で施行までに多大な準備作業が行われてきた。 【現状】 現在、課題がありつつも新制度は円滑に行われており、残る大きな問題が、「施設整備の一元化」である。 今回の提案は、財政負担を生じる新たな交付金制度を設けるものではなく、文部科学省と厚生労働省に分かれていた運営費を、内閣府の「施設型給付」に一元化したように、施設整備に係る既存の財源を統合し、内閣府において交付決定してほしいということだけである。 【制度改正による効果】 自治体、補助事業者とも事務負担軽減につながるほか、特に補助事業者は、不採択等によりインシャルリストが増えるというリスクが低減するため、開園後の園の安定運営に寄与する。	児童福祉法第56条の4 内閣府、文部科学省、厚生労働省	中核市長 会	旭川市、秋田市、福島県、いわき市、須賀川市、柏市、横浜市、川崎市、海老名市、新潟県、福井県、山梨県、須賀川市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大分県、大阪市、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、岡山市、徳島市、高知県、北九州市、松浦市、熊本市、宮崎市、九州地方知事会	<p>○本市においても幼保連携型認定こども園の整備に当たり、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大を理由に一方の申請を行うのみで準備作業の準備費の負担を一元化する措置では本格的な改善となっていない。</p> <p>○本市においても認定こども園の施設整備にあつては、申請書類の統一が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の両方申請が必要のため、施設整備がスムーズに実施できず、申請書類の提出が遅れ、事業者側(法人)が負担する前や内示届後が補助事業者側(市町村)にない、補助事業者(市町村)が負担を要する必要があるケースも発生し、種別毎の根本的な解決に至っていない。</p> <p>○文部科学省と厚生労働省それぞれ申請手続を行っており、申請手続が煩雑になっている。</p> <p>○認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれの低価格設定の手続きなどに相違があり、自治体での事務作業は非常に煩雑になっている。また、文部科学省と厚生労働省にそれぞれ事前協議、申請、実績報告を提出しなければならず、補助事業者が負担になっている。認定こども園整備に係る交付金を一元化できれば事務作業の負担が半分にできる改善が必要であると考える。</p> <p>○単体の認定こども園の施設整備にも関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。 このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。</p> <p>○認定こども園の施設整備については、二つの交付金を申請するため、事務が煩雑となっている。</p> <p>○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と異なることから、二重の交付金申請等を行う必要があり、事務が非常に煩雑となっている。</p> <p>○H29年度の認定こども園整備事業(施設整備)で、文部科学省部分の交付金が満額交付とならず、差額を市が負担した。今後、市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に支障となることが懸念される。</p> <p>○H29年度の認定こども園整備事業(施設整備)で、文部科学省部分の交付金が満額交付とならず、差額を市が負担した。今後、市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に支障となることが懸念される。</p> <p>○本市で既に予定している補助金を活用した施設整備において、それぞれの後で補助金の要領要領の内容が異なることにより、直接補助と間接補助の違い等の制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事務費を重複分しているが、竣工時の建築確認検査等において両方の申請が必要となり、申請費が二重に発生する可能性がある。審査費及び補助金に影響があるため、変更申請の処理が必要となり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。</p> <p>○事務の簡素化では根本的な解決にならないため、補助金の一元化を行うことが必要。これにより、施設の基準統一も本格的な解決につながる。自治体においても同じような課題が生じている。</p> <p>○本市でも当該提案と同様の提案をしている。</p> <p>○文部科学省、厚生労働省双方に申請執行をしなければならない支障が生じている。 ○単体の認定こども園の施設整備に関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。 ○保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。 ○単体の認定こども園の施設整備に関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。 このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。 また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を市が負担した件や採択される時期が各市によってズレがあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。</p> <p>○平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業費を負担する事態が生じ、円滑・安定的に申請執行上で運営が支障をきたしている。 また、厚生労働省と文部科学省双方に申請手続が必要となり、採分計算などの事務負担が大きくなることに加え、幼稚園部分には対象とならない経費があることや、採分計算をする際に一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことなどがあるなどの課題も生じている。</p> <p>○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である ○本市において、施設整備費は認定こども園の整備に当たり、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大を理由に一方の申請を行うのみで準備作業の準備費の負担を一元化する措置では本格的な改善となっていない。</p> <p>○認定こども園の施設整備にあつては、申請書類の統一が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の両方申請が必要のため、施設整備がスムーズに実施できず、申請書類の提出が遅れ、事業者側(法人)が負担する前や内示届後が補助事業者側(市町村)にない、補助事業者(市町村)が負担を要する必要があるケースも発生し、種別毎の根本的な解決に至っていない。</p> <p>○申請業務(市町村)上の支障 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続を行っている。この際、申請に必要でない共用部分は、二重に定額により審査に回されている。具体的には、審査費やインなどの各共用部分ごとに定員による採分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 同一の施設に基づく同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。 【審査業務(都道府県)上の支障】 単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付金に基づき協議・調整を行う必要があり、審査業務に支障が生じている。 特に、二つの制度にまたがる共用部分の補助金の採分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。 【これまでの経緯】 補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元化の施設整備に対する懸念も高まっており、細かな事務手続きの簡素化は支障は解消できず、改めて根本的な改善が必要と考える。 【参考】 ■保育所相当部分 「(保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」：国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「(認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」：国から都道府県経由で市町村への間接補助 ○認定こども園の施設整備にあつては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚生労働省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者側にとっても事業概要が理解しづらい構造となっている。 ○本市においても保育所機能部分と幼稚園部分所管で分かれており、一つの園の施設整備に対して二重行政(手続き)となっており効率的であるため、財源を含めた手続きの一元化を図るべきと考える。 ○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚生労働省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が満額交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うに当たり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考える。 ○補助事業者が完済していることにより、事業者の採分や申請手続など、各々の考え方に異なる部分があり、事務が煩雑で負担が生じている。 そのため、一元化の対応が必要だと考える。 ○本市において同様の支障事例がある。 事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童や園児に応じて細かい採分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけで済ませるための都道府県においても煩雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から提出する資料も膨大なものとなり、運営に支障をきたしている。 ○左記のとおり、幼稚園機能部分と保育所機能部分で財源が異なっており、補助金額が不安定である。 ○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になることはもとより、交付対象経費に違いがあることなど、施設整備を行う法人に不利となる場合もあることから、認定こども園整備については、内閣府において一元化した交付金を創設していただきたい。また、募集時期等の制約により差額な対応が煩雑であること、募集決定後に募集額に不足が生じる事業であることから、募集に利用できる交付金にしていたことと、恒久的な事業として位置づけ、平成31年度以降も継続していただきたい。 ○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を生じている。 ○近年、一定の改善はされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が煩雑であることと、平成29年度の各市における認定こども園施設整備事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一した対応がなされておらず、財政的にも不安定・不信感が生じている。</p>		
300	A 権限移譲	その他	地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る地域再生計画の内閣総理大臣の認定権限について、都道府県知事の都道府県への移譲	市町村が作成する地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る地域再生計画の内閣総理大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	【支障事例】 広島県内においては、エリアマネジメント活動に必要な財源確保の課題がある中、エリアマネジメント団体が継続的に地域の価値を高める活動が実行できるよう、県は市町と連携して取組への支援を行っているが、今回の法改正により、県と市町の一体的な取組に支障を生じる恐れがある。 また、エリアマネジメントは、特定のエリアにおいて行われるものであるが、エリアマネジメント活動を通じてにぎわいを創出し地域の価値を高め、いくためには、市町村域外を超えて人の流れを創出するなど、都道府県全体へ効果を波及させていくことも重要となっている。さらに、都市計画など、県の権限等との整合性を図る観点も不可欠であり、移譲を受けた都道府県(手上げ方式で移譲された場合を含む)が認定事務を行うことで、広域的な視点でより効果的かつ地域の実態に即した計画とすることができる。	【権限移譲による効果】 地域の実情に精通した都道府県が認定することにより、県・市で連携した取組を行うことが可能となり、計画の実効性が高まる。 本県では、将来的な都市像を実現するために、県が独自に策定する都市計画制度運用方針や、都市計画法に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等を定めているが、これらの運用方針等の中で住民や地域が主体となったまちづくりに関する事項を盛り込んでおり、こうしたまちづくりを進めていく際に、地域の実情を踏まえた県が「地域再生エリアマネジメント負担金制度」の活用を積極的に促すことで、県及び市町の施策・事業との整合性が図られ、当該制度のより一層の推進につながる。	地域再生法第5条	内閣府	広島県	-	-	-

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
22	B 地方に対する規制緩和	その他	正確な根拠に基づいた家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行うための、EBPMに対する課税情報目的外利用要件の緩和	本市では、EBPM(証拠に基づく政策立案)を推進しようとしており、家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行いたい。所得情報のエビデンスとなる住民税課税情報第22条、地方公務員法第34条により情報の目的外利用が禁止され、これが取組の支障となっている。 他方で、空家等対策の推進に関する特別措置法のように、これを緩和する個別法もあることから、これを参考に、「EBPMのための調査研究」にかかる課税情報の目的外利用を可能としたい。	子どもの貧困問題をはじめ、学力や健康と所得との関係性は以前から指摘されており、今般、分析・研究を行うとともに、その結果を、エビデンスに基づく政策展開に反映し、その効果を市民に浸透させるべく、全力で取り組んでいる。しかしながら、こうした分析に際しては、個人の所得を悉皆で把握する必要があるが、その手段として、住民税の課税データを活用することは、現状、地方税法第22条との関係において、不適切であると考えられる。このことが、市民に質の高い政策を提供する際の大きな支障となっている。 制度改正の必要性は、代替手段として、アンケートを用いて所得の情報を把握することが考えられるが、過去の経験から、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。	本市では、EBPMを推進しており、市や教育委員会が所有するデータの分析・研究を進めている。こうした研究に基づく政策を通じて、市民の健康や子どもの学力等を向上させることにより、限られた財源、人員等のリソースで効率的・効果的な政策を打ち出し、対処ではなく、予防型の政策を取ることができれば、それは社会保障費の減につながり、市民にとっても利益が還元されていくものと考えている。なお、こうした考え方は、国のEBPM推進の動きと整合性のとれたものになっていると認識している。 懸念として、個人情報の保護・管理体制の構築が挙げられるが、たとえば第三者機関を置いてチェック体制を充実させるなど、客観性のある監視体制を整備することも必要であると考えている。	地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪) 地方公務員法34条(秘密を守る義務)	内閣官房、総務省、文部科学省	尼崎市	平成30年第5回経済財政諮問会議資料3-1 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2018/0424/shiryo_03-1.pdf	足立区、川崎市、兵庫県、熊本、宮崎市	○住民税の課税データをはじめとする行政組織内で既に保有している情報を組み合わせることで活用することは、「子どもの貧困」の実情を正確に把握し、実情に応じた適切な施策を検討する上で不可欠であると考ええる。 ○市民の生活実態等を把握したうえで、必要な政策を実施していくことは、自治体にとって重要な課題である。 ○限られた経営資源の中で、効率的・効果的な行政運営を推進していくためにも、市民生活の把握に資するデータを有効活用し、市民に質の高い政策を提供できるよう規制緩和を希望する。 ○アンケートを用いた所得情報の把握には、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。また、より深く、正確性の高い分析には課税データの活用が必須である。
72	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	防災行政用無線の「伝搬障害防止区域」の指定に係る電波法関係審査基準の見直し	防災行政用無線については、全ての電波伝搬路が「伝搬障害防止区域」の指定を受けることができるよう、区域指定基準の一つである「電波伝搬路の中心線のすべて又は一部が地上高45m以上であること。」を見直す。	【支障事例】 愛知県と県内市町村等とを結び、各種防災情報システムの通信基盤となっている防災行政用無線回線が、名古屋市内に建設された高層建築物(地上高99m)による電波遮蔽のため、平成28年8月頃から一部通信できない状況となった。そのため、平成29年6月補正予算に195,434千円を計上し、迂回ルートを構築するための改修工事を余儀なくされた。	【制度改正の必要性】 電波法に定める「伝搬障害防止区域」内であれば、防災行政用無線が不通となる事態を未然に防げるが、現在の区域の指定基準では、防災行政用無線の通る区域であっても、「伝搬障害防止区域」の指定ができない箇所がある。こうした「伝搬障害防止区域」外においては、民間事業者等が地上高31mを超える高層建築物を建築する場合でも、電波法第百二条の三に規定する事前届出が義務付けられておらず、建築がある程度進んだところで伝搬障害が発生し、その時点で初めて無線免許人が伝搬障害を把握することとなる。その段階では建築主と設計変更等の調整もできず、防災行政用無線が不通となると、無線免許人側の全面的な負担により対策を講じなければならない。 また、今回の支障事例を受け、高層建築物等の建築を事前把握する取組を右記関係団体との調整状況等のとおり実施しているが、事業者による自主的な報告による把握方法であり、抜本的な解決に至っていない。 【制度改正による効果】 防災行政用無線の電波伝搬路が「伝搬障害防止区域」として指定できれば、伝搬障害の可能性のある高層建築物の建築に係る情報が事前に把握でき、障害原因部分に係る工事の制限期間である2年間、電波伝搬路の変更や工事の計画の変更等、無線通信の確保と高層建築物に係る財産権の行使との調整を図るために必要な措置をとることが可能となる。	・電波法第102条の2から第102条の7 ・電波法関係審査基準第40条及び第41条	総務省	愛知県	(1)総務省東海総合通信局窓口及びインターネットにより縦覧に供している電波法に定める「伝搬障害防止区域」図面への指定外伝搬路の掲載を依頼済み (2)名古屋市(住宅都市局リーニア関連都心開発部)市街地再開発事業の事前情報提供を依頼済み (3)建築基準法に定める特定行政庁(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市)及び指定確認検査機関(民間26社)建築確認申請等の情報提供を依頼済み	静岡県、岡山市、広島県、愛媛県	○首都圏では高層建築物による電波伝搬障害が、継続的に発生しており、電波障害防止区域に指定されているにもかかわらず、それに伴う建築主との協議や迂回路構築のための調査設計業務等が、負担となっている。 ○また、提案団体の提案と同様に、地上高が低いため電波障害防止区域に指定できない電波伝搬路も存在しており、その場合、何も情報がないまま建設が進み、電波伝搬路が断絶される恐れがある。 ○平成19年度に原因不明の電波障害が発生し、原因を調査したところ、電波伝搬路上で建設が行われていることが分かり、急ぎ、建築主と中継所設置や費用負担について協議を行い、中継所設置により対策を行った事例がある。 ○本県と市町村等とを結び、災害対応の際に使用する防災行政用無線回線のうち、市内の県出先機関と中継所間の無線回線(伝搬障害防止区域外)が、市内に建設された高層建築物(40m程度)による電波遮蔽のため、平成22年6月頃から通信できない状況となった。
79	B 地方に対する規制緩和	その他	地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)の制定を求める。	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。 現在、民間人材の活用方法としては、地方公共団体の一般職の任期付職員としての採用に関する法律に基づく任期付職員としての採用によって対応しているところであるが、平成26年度以降に実施している任期付職員採用選考において、7件の選考で、応募者、適任者がいない等の理由により、最終的な採用にまで至っていない。 このような場合に、民間企業における雇用関係を維持した上で、官民交流を行うことが可能であれば、専門的な知識経験が必要とされる行政課題への対応に有用な民間人材の活用が図れたものと考えられる。 なお、同法に基づく採用は、同法第3条及び第4条に規定される一定の条件に該当する場合に限定して行っているものであるとともに、その身分保障は不安定とならざるを得ない。 また、本県では、同法に基づく採用の他に、民間企業との間で、研修派遣の形態による人事交流を行っているが、この場合は身分保障の問題はないものの、給与負担の面から交流の実現は容易ではなく、実現した場合の担当職務についても、身分を有さない研修生の立場に限定された職責の範囲に留まらざるを得ず、十分な人事交流が図れていない。 こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で、民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、官民人事交流法と同様の制度の制定を求めるものである。	国では、平成12年3月に、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、「官民人事交流法」という。)が施行され、国と民間企業の双方間の人事交流システムが整備されている。この人事交流は、民間企業が一定の期間を定めて国家公務員を自らの従業員として雇用する「交流派遣」と、国が期間を定めて民間企業の従業員を常勤の国家公務員として採用する「交流採用」から成っており、交流する者は、期間中、それぞれ交流先に採用され、期間終了後は派遣元の業務に復帰する仕組みとなっている。こうした透明性、公開性が確保された公正な手続きのもと、相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材育成を図ることが可能な制度となっている。 一方、地方公共団体については、官民人事交流法のような制度がなく、地方公務員法の範囲内での任用とせざるを得ず、それゆえ、企業との雇用関係を維持したまま自治体に任用することが不可能となっており、民間企業の従業員を、身分の安定や守秘義務を担保した上で権限を行使する業務に従事させることができない。また、地方公務員の身分を有したまま民間企業に任用されることもない。こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、地方公共団体においても、地方公務員法によらずに任用できるように抜本的な見直しを行い、官民人事交流法と同様の制度を創設することが必要である。	地方公務員法第17条、第18条 (国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同様の制度整備)	総務省	神奈川県、さいたま市、鎌倉市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、相模原市、中井町、開成町、湯河原町、山梨県	郡山市、千葉市、島田市、大村市、熊本県、宮崎市	○本市では、平成28年度に地方創生の推進並びに双方の職員の資質の向上を目的として、民間企業と協定書を締結し、相互に職員を派遣した。その際、勤務条件等の問題で業務内容を限定する対応をとった。 ○当市においても、社会福祉法人や、市の施設を運営する指定管理者である法人等に派遣を行っていたケースにおいて、同様の支障により派遣に至らなかった事例があるため、制度改正の必要があると考える。 ○当方では、民間交流に関する独自の要綱を策定し、その要綱を基にした協定書を各企業と個別に締結することで民間企業の人事交流を実施している。当然ながら、それらの協定に基づき受け入れる従業員は地方公務員法上の身分を有するものではないことから、公権力の行使や公の意思形成への参画が不可であり、守秘義務が法に基づくものではなく、協定書に基づくものとなっている枠組みが他自治体と同様にある。 ○官民人事交流法の趣旨に沿った法的な枠組みについては必要であると考えているが、実際に導入を検討される場合は、給与等の支払いを相互の協定により決定できるようにするなど、相手方企業との調整で柔軟な対応が可能となる仕組みとしていただきたい。 ○本県においても、民間企業人材を任用する場合、地方公務員法の範囲内で任期付(営利企業従事等許可)や非常勤特別職として任用しており、当該制度の創設は官民人事交流の促進に資すると考える。 ○地方公共団体から民間企業へ派遣した場合の退職手当通算制度の構築等が必要である。		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
105	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	公共施設等総合管理計画に基づき補助対象財産を処分する場合、財産処分に係る国庫納付を求めず承認するなどの基準の緩和	人口減少や少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化に対応するため、公共施設等総合管理計画に基づき補助対象財産を処分する場合、財産処分に係る国庫納付を求めず承認するなどの措置を講ずること。	当県の所管する施設の事例では、社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)において実施した耐震補強工事から10年末経過のため除却する際に国庫納付が発生する見込みとなっている。また、社会資本整備総合交付金に限らず、公共施設の改修や修繕に交付金を活用した場合も、同事例のように国庫納付が発生することが支障となり、迅速な意思決定ができず、統廃合が進めにくい事例がある。	総合管理計画の柱の一つである公共施設等の総量の適正化(集約化、複合化、除却など)を計画的に推進することが可能となる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて(平成20年12月22日国住総第67号国土交通省住宅局長通知)	総務省、国土交通省	秋田県、男鹿市、湯沢市、鹿角市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、羽後町、東成瀬村		青森県、白河市、石岡市、厚木市、緑瀬市、魚沼市、山形市、稲沢市、京都市、伊丹市、出雲市、大村市、宮崎市	○公共施設総合管理計画には、具体的な目標値を記載しているが、各種補助事業を活用した公共施設の廃止・解体等については、計画策定時点で関係機関に協議したのではない。施設の集約の際に必ずネックとなるのが、地域住民の総意と補助金返還である。地方分権の流れにあって、地域住民の総意は当然必要と考えるが、今後の行政運営を見据えて総合管理計画を策定したものであり、スムーズに計画を実行し目標達成することで、持続可能な行政運営が成るものとする。 ○国のインフラ長寿命化基本計画及び本市の公共施設等総合管理計画に基づき、施設保有量の最適化に取り組んでいるところ、対象施設が国の補助金を受けている場合において、補助金等の国庫納付が最適化の支障となるときがある。 ○本市においても、文部科学省学校施設環境改善交付金を活用した耐震補強工事・大規模改修工事後10年末経過の施設があり、公共施設総合管理計画で示す公共施設の総量適正化を推進する支障となっているため、本提案事項に賛同する。 ○本市においても、公共施設等総合管理計画などの市の方針に基づき、公共施設の廃止や民間譲渡の取組を進めており、これまで民間譲渡にあたり、財産処分の事前協議や承認手続に時間を要する事例があった。また、譲渡にあたって、国庫納付の対象とならないよう無償譲渡とした事例もある。 ○本市では、建築後30年以上経過した施設が約半数を占め、今後市役所本庁舎や教育施設などの大規模な改修や更新を行う必要があるため、制度改正の必要性を感じる。 ○本市においても国庫補助を活用して建設・改修している公共施設は数多い。今後、公共施設の適正配置を進めていくうえで、施設の早期除却実施時に国庫補助の返還が求められるとなると、さらなる財政負担を強いられることとなり、公共施設マネジメントの推進の弊害となると考えられる。公共施設等総合管理計画、施設の個別計画に基づいて実施される施設の除却については、特例的に国庫補助金の返還対象外とする等の制度創設が必要と考える。 ○本県においても、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の保有総量の最適化の取組を進めているところであるが、個別の施設の処分を検討するにあたり、国への返納が生じる可能性もあるため、提案の趣旨には賛同する。 ○人口減少や少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化が顕著で、地方公共団体では、公共施設の維持等に係る経費なども踏まえ、その統廃合などを行う必要が生じている。一方で、対象となる公共施設は、国庫補助対象財産(不動産)であり、一定期間を経過していない補助対象財産(不動産)を処分する場合には、国庫納付が発生することから、統廃合などが進めにくい事例となっている。人口減少や少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、電気通信料差戻正事業費補助要綱に基づく補助対象財産を処分する場合、財産処分(不動産)に係る国庫納付を求めず承認するなどの措置を講ずること。 ○本県では、同交付金を活用し、県立高校の体育館耐震補強工事を実施している。今後、学校規模の標準を踏まえた計画的な学校配置を推進する上で、統合による閉校(用途廃止)とする際、同様の支障事例が生じ、施設整備に関する迅速な対応が困難となること懸念されることから、財産処分に係る基準緩和を求める。
193	B	地方に対する規制緩和	その他	電子申請における本人確認手段の統一	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(以下「オンライン化法施行規則」という。)の本人確認手段である電子署名に関する文言を統一する。 具体的には、「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言を追加する。	【支障事例】 本人確認手段が電子署名のみの場合、電子申請を行うにあたってはマイナンバーカード及びカードリーダーを持っていることが必須条件となる。この条件は、電子申請サービスの利用を推進するにあたっての阻害要因となっている。 【懸念事項】 マイナンバーカードを用いた電子署名の推進が図られない。 【懸念事項の解消策】 マイナンバーカードが普及するまでの経過的措置として位置付け、マイナンバーカードの普及促進を引き続き積極的に行っていく。	各府省庁の所管する法令に係るオンライン化法施行規則において、本人確認手段である電子署名に関する文言が統一されていない。 具体的には、内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係るオンライン化法施行規則第3条第3項に「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言があるが、厚生労働省や経済産業省の施行規則にはこの文言がない。 行政機関等の指定する方法により本人確認を認める旨の文言を追加することで、マイナンバーカードを持っていない者でも電子申請を行うことができるようにする。	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	内閣官房、内閣府、総務省	八王子市		山形市、福島県、石岡市、芦屋町	○マイナンバーカードを持っていないでも電子申請を行うことができるようにした場合については、カードの普及促進が図られない恐れがあるため、慎重に判断したい。 ○本人確認手段が電子署名の場合、マイナンバーカード及びカードリーダーを持っていない住民は電子署名での電子申請サービスを利用することができない。しかし、市が指定する方法での本人確認が認められれば、マイナンバーカードを持っていない住民でも申請が可能になり、電子申請サービス利用拡大を図ることができる。
206	A	権限移譲	その他	基幹統計調査員に係る任命権の権限移譲	基幹統計調査員について、特別職の非常勤の地方公務員とされている統計調査員の任命権を都道府県知事から市町村長が行う事務に権限移譲された。 なお、本案件は事務処理特例規則が認められているが、事務処理特例ではなく統計法施行令の規定見直しでの権限移譲を求めるものである。	【支障事例】 調査員が辞退された場合や事故などにより急遽効果果が余儀なくされた場合など、代わりの調査員を確保し任命されるまでに3～5日程度かかる。調査員は70～100件程度の世帯を受け持っているが、配布などには期限が定められている。調査員が調査活動を行う際、その身分を証明するものが任命証であるため、任命されるまでは活動が行うことができず、活動期間が短くなり、支障が生じている。 また、調査員が調査世帯を訪問し、調査票の記入をお願いする際、問合せ先や提出先は市町村が記載されているが、調査員証任命権者は都道府県知事であるため所持している任命証には都道府県が記載される不一致が発生し、調査対象世帯から本当に調査員として任命された調査員かどうか疑われ調査拒否につながるなど、調査活動に支障が生じている。	急な調査員の辞退等に対して、調査員の確保から任命までの時間を3～5日短縮し、調査活動期間を可能な限り長く確保できる。 また、任命権者と調査を実施する市町村が一致することで、問合せ先・提出先と任命権の不一致が解消され、調査対象世帯の不快感を払しょくでき、調査拒否件数の減少が期待できる。 任命権の移譲に伴い、事故報告などを市町村で実施することが想定されるが、本市では過去5年間で2件のみの発生で、業務負担はそれほど大きくはないと想定している。 以上のことから、任命権の移譲による任命責任的部分の業務量による負担より、調査回答率の向上の効果がのほうが大きいと考える。	統計法施行令第4条 別表第一 地方自治法施行令第1条 関係第一、二(第一條関係)	総務省	松山市、西条市、西予市、久万高原町、砥部町、伊予町、松野町、鬼北町		福井県、伊丹市、南あわじ市、徳島市	○オンライン回答の運用に伴う二段階配布方式の導入により、調査スケジュールがタイトとなっている中で、市町が関わる基幹統計にあつては、調査員任命事務を市町事務とすることで、効率化していく必要があると考える。 ○本市においても、国勢調査の複雑化、調査環境の悪化などに伴い、一旦調査員を引き受けたものの、途中で辞退する事例が増加しており、新たな調査員の確保やそれに伴う煩雑な事務に苦しんでいる。特に調査員の任命に係る県とのやりとり時間を要し、時間外勤務が発生するなど支障が生じている。 ○統計調査員に対する調査実施上の指導は、市町村が行っており、統計調査員の設置も市町村が行う方が効率的である。次の調査で急な調査員の辞退、変更があった。H27農林業センサス(5市町村17人)、H28経済センサス-活動調査(1市3人)、H29年就業構造基本調査(4市町村11人)
260	B	地方に対する規制緩和	その他	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項)	国から移譲される事務と構成団体から持ち寄った事務を一体的に処理することにより、二重行政の解消や事務集約化による効果が得られる。	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項 第291条の2第4項	総務省	関西広域連合			

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
268	B	地方に対する 規制緩和	医療・福祉	利用者負担額に係る 審査請求手続の統一 化	利用者負担額に係る審査請求に ついて、議会に諮問するのではな く、地方公共団体に置かれる行政 不服審査会に諮問するよう措置さ れることを求めます。その理由に ついては、右欄の「その他(特記 事項)」に記載のとおりです。	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子 育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利 用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。 当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)にあつては、 公の施設の使用料決定処分という性格を持つものであると考えています。なぜ なら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度にお ける自治体向けFAQ(別添)において、「公立施設の利用者負担額については、 公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。 そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不 服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地 方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならず、また、同条第 4項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。 一方で、私立保育所(幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しな いことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問され ることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。 以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済 手続に相違が生じることは、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらく、ま た、合理的な説明が困難と考えております。	救済手続が統一されると、公立保育所(公立幼稚園)に通っている児童の保 護者と、私立保育所(私立幼稚園)に通っている保護者が、利用者負担額に 不服がある場合において同一の救済手続を経ることができるようになり、より 公平性が保たれると考えられる。	子ども・子育て支援法 第27条第3項第2号、 地方自治法第229条	総務省、厚生労働省	松原市	措置を求める理由として次 の2点が挙げられます。 まず1点目として、議会の 定例会については、地方自 治法第102条第2項の規 定に基づき各自治体の条 例で招集回数を定めている ところ、本市においては年 4回としており、同様の自治 体が多数であると考えられ ます。そうすると諮問の時 期によっては、答申まで一 定の期間が空くことが想定 されます。一方、行政不服 審査会に諮問された場合 には、速やかに開催に向け た準備を進めることができ るものであり、行政不服審 査法の目的の一つである 迅速な手続という観点から すると、行政不服審査会に 諮問する形式が望ましいも のです。 次に2点目として、利用者 負担額について使用料に 該当するとして審査請求が なされた場合には、地方自 治法第229条第4項の規 定により、議会の諮問を経 た後しか訴訟をできない不 服申立前置制度が適用され ます。行政不服審査制 度の見直しにおいては、不 服申立前置についても見 直しが行われ、当該見直し においては、不服申立てを するか、直ちに出席できるこ とが原則であるとされていま す。対象となる保育所(幼 稚園)が、公立・私立である かの違いのみをもって不服 申立前置制度が適用され るか否か区分されることに 合理的な理由がないと考え ます。この趣旨からも、利 用者負担額についての審 査請求においては、不服申 立前置制度が適用されな い制度設計が望ましいもの です。 したがって、左欄の「求める 措置の具体的内容」とお り提案するものです。	川崎市、山県 市、池田市、尼 崎市、北九州 市、松浦市、宮 崎市、那覇市	○昨年度、本市においても、私立保育所にかかる利用者負担額の処分にかかる審査請 求書が提出され、その審査を進める中で、松原市の指摘と同様に、入所する保育所の公 立私立の違いで審査請求の審査手続きが異なることに、合理性や公平性に課題がある との認識を持つところとなった。このことから、松原市の提案に賛同し、公立保育所の利 用者負担額決定の処分が公の施設の使用料の決定であっても、私立保育所の利用者 負担額決定処分に対する審査請求と同様の手続きで審査する制度に改正すべきと考え る。